

○独立行政法人国際観光振興機構在外職員給与規程

(平成 15 年 10 月 1 日規程第 9 号)

改正 平成 15 年 11 月 27 日規程第 32 号
平成 15 年 12 月 26 日規程第 33 号
平成 16 年 3 月 31 日規程第 45 号
平成 16 年 6 月 14 日規程第 2 号
平成 16 年 12 月 2 日規程第 5 号
平成 17 年 3 月 31 日規程第 13 号
平成 18 年 1 月 17 日規程第 2 号
平成 18 年 1 月 27 日規程第 5 号
平成 18 年 3 月 31 日規程第 15 号
平成 18 年 4 月 6 日規程第 24 号
平成 18 年 8 月 31 日規程第 32 号
平成 19 年 3 月 30 日規程第 13 号
平成 19 年 4 月 9 日規程第 15 号
平成 19 年 6 月 22 日規程第 18 号
平成 20 年 3 月 26 日規程第 3 号
平成 20 年 4 月 14 日規程第 32 号
平成 20 年 6 月 9 日規程第 34 号
平成 20 年 8 月 27 日規程第 36 号
平成 20 年 11 月 17 日規程第 38 号
平成 21 年 1 月 14 日規程第 1 号
平成 21 年 4 月 22 日規程第 14 号
平成 21 年 8 月 19 日規程第 17 号
平成 21 年 11 月 9 日規程第 18 号
平成 21 年 12 月 22 日規程第 33 号
平成 21 年 12 月 28 日規程第 39 号
平成 22 年 3 月 31 日規程第 4 号
平成 22 年 7 月 30 日規程第 7 号
平成 22 年 10 月 29 日規程第 13 号
平成 23 年 3 月 31 日規程第 5 号
平成 23 年 11 月 22 日規程第 8 号
平成 23 年 11 月 29 日規程第 10 号
平成 23 年 11 月 29 日規程第 11 号
平成 23 年 12 月 27 日規程第 12 号
平成 24 年 4 月 9 日規程第 27 号
平成 24 年 7 月 31 日規程第 33 号
平成 24 年 10 月 12 日規程第 34 号
平成 25 年 4 月 1 日規程第 8 号
平成 25 年 6 月 28 日規程第 12 号

平成 25 年 9 月 2 日 規程第 13 号
平成 25 年 11 月 21 日 規程第 18 号
平成 26 年 3 月 7 日 規程第 1 号
平成 26 年 4 月 1 日 規程第 6 号
平成 26 年 6 月 5 日 規程第 8 号
平成 26 年 9 月 30 日 規程第 14 号
平成 27 年 3 月 3 日 規程第 1 号
平成 27 年 3 月 31 日 規程第 34 号
平成 27 年 4 月 22 日 規程第 40 号
平成 28 年 3 月 3 日 規程第 5 号
平成 28 年 5 月 16 日 規程第 20 号
平成 28 年 8 月 25 日 規程第 24 号
平成 28 年 10 月 28 日 規程第 25 号
平成 28 年 11 月 25 日 規程第 29 号
平成 28 年 11 月 29 日 規程第 30 号
平成 29 年 1 月 27 日 規程第 2 号
平成 29 年 3 月 13 日 規程第 7 号
平成 29 年 4 月 18 日 規程第 18 号
平成 29 年 8 月 9 日 規程第 23 号
平成 29 年 11 月 27 日 規程第 32 号
平成 30 年 4 月 9 日 規程第 11 号
平成 30 年 8 月 22 日 規程第 48 号
平成 30 年 11 月 22 日 規程第 54 号
平成 31 年 3 月 29 日 規程第 7 号
平成 31 年 4 月 16 日 規程第 13 号
令和元年 8 月 21 日 規程第 20 号
令和元年 11 月 12 日 規程第 24 号
令和 2 年 4 月 22 日 規程第 12 号
令和 2 年 10 月 1 日 規程第 20 号
令和 2 年 12 月 7 日 規程第 21 号
令和 3 年 3 月 31 日 規程第 1 号
令和 3 年 5 月 11 日 規程第 7 号
令和 4 年 2 月 8 日 規程第 2 号
令和 4 年 6 月 24 日 規程第 16 号
令和 4 年 8 月 9 日 規程第 21 号
令和 4 年 9 月 26 日 規程第 22 号
令和 4 年 11 月 8 日 規程第 33 号
令和 5 年 2 月 3 日 規程第 1 号
令和 5 年 5 月 24 日 規程第 13 号
令和 5 年 8 月 8 日 規程第 16 号

令和5年9月5日 規程第17号
令和5年11月27日 規程第20号
令和6年2月5日 規程第1号
令和6年6月27日 規程第17号
令和6年12月2日 規程第21号
令和7年3月17日 規程第7号
令和7年6月6日 規程第17号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）の海外に勤務する職員（以下「在外職員」という。）の給与及び号俸に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 在外職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 本俸
- (2) 扶養手当
- (3) 在勤手当
 - イ 在勤基本手当
 - ロ 配偶者手当
 - ハ 住居手当
 - ニ 子女教育手当
- (4) 期末手当
- (5) 勤勉手当

(本俸、扶養手当、期末手当及び勤勉手当)

第3条 本俸、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、この規程中に特別の定めがある場合を除くほか、独立行政法人国際観光振興機構職員給与規程（平成15年規程第7号。以下「給与規程」という。）に基づいて支給し、その額は同規程に規定する本俸及び扶養手当の月額にそれぞれ100分の80を乗じて得た額とし、期末手当及び勤勉手当の額は100分の80を乗じて得た後の本俸及び扶養手当の月額に基づき算定する。

(本俸、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支給期間)

第4条 前条に規定する本俸、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、第6条に規定する在勤基本手当の支給期間、支給する。

(在勤基本手当)

第5条 在勤基本手当は、在外職員が海外事務所において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給し、その月額は、別表第1の定める額とする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、その額を減ずることができる。

2 前項本文の場合において、海外事務所長以外の在外職員の号を1号とすることはできない。

(在勤基本手当の支給期間)

第6条 在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から帰国（出張又は休暇のための帰国を除く。）を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）支給する。

- 2 外国において新たに在外職員となった者には、その日から在勤基本手当を支給する。
- 3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。
- 4 在外職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。
- 5 在外基本手当の支給の期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員であって、在勤地を出発した日から在勤地に到着する日までの期間が60日を超える者には、第1項の規定にかかわらず、60日を超える期間についての在外基本手当は、支給しない。

(配偶者手当)

第7条 配偶者手当は、配偶者（在外職員を除く。）を伴う在外職員に支給し、その月額を、当該職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の100分の20に相当する額とする。

(配偶者手当の支給期間)

第8条 配偶者手当は、在勤基本手当の支給期間において在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（その配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となった場合には、配偶者となった日）から在勤基本手当の支給期間の終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合には、その配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合は、配偶者でなくなった日又は死亡した日）まで、支給する。

- 2 配偶者手当の支給を受ける在外職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。ただし、配偶者手当の支給を受ける在外職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、当該在外職員の配偶者が帰国のため在勤地を出発する日の前日まで、引き続き当該配偶者に配偶者手当を支給することができる。

第9条 削除

(住居手当)

第10条 住居手当は、在外職員が海外事務所において勤務するのに必要な住居費に充当するために支給し、その月額は、在外職員が居住している家具付でない住宅の1か月に要する家賃の額（別に定める額を除く）に相当する額から、別表第2に定める控除率を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、住居手当の月額は、別表第2の定めるところに従い、海外事務所の所在地及び理事長が定める号の別によって定める額（次項において「限度額」という。）を超えないものとする。

- 2 前項ただし書（限度に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる者（次条において「配偶者等」という。）を伴う海外職員以外の者に支給する住居手当の月額の限度は、限度額の80/100に相当する額とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 子（主として海外職員の収入によって生計を維持している者に限る。）

（住居手当の支給期間）

第11条 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

- 2 外国において新たに在外職員となった者には、その日から住居手当を支給する。
- 3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。
- 4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、理事長の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、第1項の規定にかかわらず、180日以内においてその事故の存する間、従前のおり住居手当を支給することができる。
- 5 在外職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、在外職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、当該在外職員が死亡当時伴っていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。
- 6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（子女教育手当）

第12条 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給し、その月額は、年少子女1人につき8,000円とする。

- (1) 3歳以上18歳未満の子
 - (2) 18歳に達した子であって、就学する学校（年少子女の就学地における教育制度による大学又はこれに準ずる学校を除く。）において18歳に達した日に所属する学年（18歳に達した日がいずれの学年にも属さない場合には、直前に所属していた学年をいう。）の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの
- 2 在外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として理事長が指定する地（以下この項及び第5項において「指定地」という。）に所在する海外事務所に勤務する在外職員の年少子女（5歳以上の年少子女であって学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けべきもの（5歳の年少子女にあつては、当該教育施設において教育を受けることについて合理的な理由がある場合として理事長が定める場合に該当するもの）に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）が当該海外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額（我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し在外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として別に定める額をいう。以下この条において同じ。）を控除した額を加算した額とする。

- (1) 在外職員の年少子女が当該在外職員の勤務する海外事務所の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあっては、次の額のうちいずれか少ない額
 - イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（子女教育手当の支給に関する内規（平成15年達第19号）で定める費目に係るものに限る。以下この条及び次条第三項において「必要経費」という。）として理事長が当該在外職員の勤務する海外事務所の所在する指定地において標準的であると認定する額
 - ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額
 - (2) 在外職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあっては、次の額のうち最も少ない額
 - イ 前号イに規定する額
 - ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として理事長が標準的であると認定する額
 - ハ 前号ロに規定する額
- 3 在外職員の勤務する海外事務所の所在する地であって、当該在外職員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として理事長が定める地に所在する海外事務所に勤務する在外職員の年少子女が当該海外事務所の所在する地以外の地（本邦を除く。）において学校教育を受けるときにおける当該在外職員に支給する子女教育手当の月額、第1項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。
- (1) 在外職員の勤務する海外事務所の所在する地以外の地における学校教育に係る必要経費として理事長が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定する額
 - (2) 前項第1号ロに規定する額
- 4 前2項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（理事長が指定する施設に限る。）が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として理事長が定める場合に該当しないときは、加算される額は、15万円を限度とする。
- 5 指定地に所在する海外事務所に勤務する在外職員の年少子女（6歳未満の年少子女、又は6歳以上の年少子女であって学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該海外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、5万円を限度とする。

（子女教育手当の支給期間）

第13条 子女教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては、年少子女に該当することとなった日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日

からその地に帰着する日までの期間が 60 日以内である場合を除く。) にあつてはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあつては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日) まで、支給する。ただし、その期間が 60 日以内である場合は、この限りでない。

- 2 在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると理事長が認める場合に限り、前項の規定に準じて理事長が定めるところにより、当該在外職員に子女教育手当を支給する。
- 3 第一項の規定にかかわらず、在外職員が当該在外職員の年少子女が教育を受ける教育施設に現に要する当該年少子女に係る必要経費の前払をした場合において、当該在外職員が子女教育手当に関する内規で定めるやむを得ない事情により帰国（出張のための帰国を除く。）又は新在勤地への転勤を命ぜられたときは、前条各項に規定する当該在外職員に支給する子女教育手当については、既に支給した分の翌月分から当該前払の対象となる期間が終了するまでの期間（子女教育手当に関する内規で定める期間に限る。）の各月の月額を合算した額を一括して支給することができる。ただし、当該教育施設から前払をした必要経費の全部又は一部の返還を受けたときは、その額を当該合算した額から控除するものとする。
- 4 子女教育手当を受ける在外職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。ただし、前項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでない。
- 5 前各項に定めるもののほか、第 1 項ただし書の期間がやむを得ない事情により 60 日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（給与の支給方法）

- 第 14 条** 本俸、扶養手当及び在勤手当は、毎月 17 日（ただし、その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とし、15 日より前に繰り上げとなる場合は、17 日よりあとの最も近い休日でない日）に支払い、期末手当及び勤勉手当は、給与規程に定める日に支給する。ただし、在勤国の法令等に基づいて、支払日の定めがある場合は、その定める日に支給する。
- 2 本俸、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、前項に規定する支給日までに、東京における為替相場における外国為替換算率により在勤国の通貨又は外国為替取引に関する事情等を考慮して理事長が指定する国の通貨に換算して送金する。
 - 3 在勤手当は、第 1 項に規定する支給日までに、財務省が告示する支出官事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 94 号）第 11 条第 2 項第 4 号に規定する外国貨幣換算率により別に定める通貨又は外国為替取引に関する事情等を考慮して理事長が指定する国の通貨に換算して送金する。なお、住居手当の支給方法については、これを別に定める。
 - 4 第 2 項及び第 3 項の規定により当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。
 - 5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、同項に定める給与の支給は、当該職員が指定する者に本邦通貨をもって行うことができる。この場合において、給与が在勤手当の場合には、理事長の承認を要するものとする。

(本俸、扶養手当及び在勤手当の支払)

第 15 条 本俸、扶養手当及び在勤手当の計算期間は、月の 1 日から月の末日までとする。

2 本俸、扶養手当及び在勤手当の月額が月の中途において変更（新たに支給され又は支給されなくなる場合を含む。）されたときは、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって算出された額をそれぞれの月の本俸、扶養手当及び在勤手当の月額とする。

(公租公課の支給)

第 16 条 在外職員がその在勤地の法令に基づいてその給与について公租公課を課せられたときは、その者に対しその全額を支給する。

(端数処理)

第 17 条 在勤手当については、この規程の規定により計算した金額に端数を生じたときは、その端数金額は切り捨てる。

(実施に関し必要な事項)

第 18 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 在外職員の給与及び号俸に関する規程（昭和 39 年国際観光振興会規程第 17 号）は、廃止する。
- 3 機構設立の際、国際観光振興会（以下「振興会」という。）の職員であったもので、引き続き、この規定の適用を受ける在外職員となった者が平成 15 年 3 月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合、その者に支給する住居手当の月額については、第 10 条の規定にかかわらず、当該家賃の額に別表第 2 に定める控除額を乗じて得た額を控除しないこととする。

附 則（平成 15 年 11 月 27 日規程第 32 号）

(施行期日)

この規程は、平成 15 年 11 月 27 日から施行し、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 12 月 26 日規程第 33 号）

(施行期日)

この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 中、トロントについては、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日規程第 45 号）

(施行期日)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 14 日規程第 2 号）

(施行期日)

この規程は、平成 16 年 6 月 15 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 2 日規程第 5 号）

(施行期日)

この規程は、平成 16 年 12 月 2 日から施行し、平成 16 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 17 年 3 月 31 日規程第 13 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 14 条第 2 項の規定は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 バンコク観光宣伝事務所に勤務する職員であって、平成 17 年 3 月 31 日において居住していた住宅に引き続き居住している者の住居手当の月額に係る限度額については、第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

附 則 (平成 18 年 1 月 17 日規程第 2 号)

(施行期日)

この規程は、平成 18 年 1 月 17 日から施行し、改正後の別表第 1 は、平成 17 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 18 年 1 月 27 日規程第 5 号)

この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日規程第 15 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 4 月 6 日規程第 24 号)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 6 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 北京観光宣伝事務所、上海観光宣伝事務所及びシンガポール観光宣伝事務所に勤務する職員であって、平成 18 年 3 月 31 日において居住していた住宅に引き続き居住している者の住居手当の月額に係る限度額については、第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

附 則 (平成 18 年 8 月 31 日規程第 32 号)

この規程は、平成 18 年 8 月 31 日から施行し、平成 18 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日規程第 13 号)

この規程は、平成 19 年 3 月 30 日から施行し、平成 18 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 19 年 4 月 9 日規程第 15 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 9 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 19 年 6 月 22 日規程第 18 号)

この規程は、平成 19 年 6 月 22 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 3 月 26 日規程第 3 号)

この規程は、平成 20 年 3 月 26 日から施行し、改正後の別表第 1 は平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 4 月 14 日規程第 32 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 14 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 6 月 9 日規程第 34 号)

この規程は、平成 20 年 6 月 9 日から施行し、改正後の別表第 1 は平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 8 月 27 日規程第 36 号)

この規程は、平成 20 年 8 月 27 日から施行し、改正後の別表第 1 は平成 20 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 11 月 17 日規程第 38 号)

この規程は、平成 20 年 11 月 17 日から施行し、改正後の別表第 1 は平成 20 年 8 月 1 日から適用す

る。

附 則（平成 21 年 1 月 14 日規程第 1 号）

この規程は、平成 21 年 1 月 14 日から施行し、改正後の別表第 1 は平成 21 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 4 月 22 日規程第 14 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 22 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 8 月 19 日規程第 17 号）

この規程は、平成 21 年 8 月 19 日から施行し、平成 21 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 11 月 9 日規程第 18 号）

この規程は、平成 21 年 11 月 9 日から施行し、平成 21 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 12 月 22 日規程第 33 号）

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 28 日規程第 39 号）

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規程第 4 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 7 月 30 日規程第 7 号）

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 29 日規程第 13 号）

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規程第 5 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 11 月 22 日規程第 8 号）

この規程は、平成 23 年 11 月 22 日から施行し、改正後の別表 1 は平成 23 年 4 月 1 日から、第 12 条の規定は平成 23 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 11 月 29 日規程第 10 号）

この規程は、平成 23 年 11 月 29 日から施行し、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 11 月 29 日規程第 11 号）

この規程は、平成 23 年 11 月 29 日から施行し、平成 23 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 12 月 27 日規程第 12 号）

この規程は、平成 23 年 12 月 27 日から施行し、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 4 月 9 日規程第 27 号）

1 この規程は、平成 24 年 4 月 9 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

2 上海事務所勤務する職員であって、平成 24 年 3 月 31 日において居住していた住宅に引き続き居住している者の住居手当の月額に係る限度額については、第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

附 則（平成 24 年 7 月 31 日規程第 33 号）

この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 12 日規程第 34 号）

この規程は、平成 24 年 10 月 12 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日規程第 8 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 28 日規程第 12 号）

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 9 月 2 日規程第 13 号）

この規程は、平成 25 年 9 月 11 日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 21 日規程第 18 号）

この規程は、平成 25 年 11 月 21 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 7 日規程第 1 号）

この規程は、平成 26 年 3 月 7 日から施行し、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規程第 6 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 5 日規程第 8 号）

この規程は、平成 26 年 6 月 5 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日規程第 14 号）

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 3 日規程第 1 号）

この規程は、平成 27 年 3 月 3 日から施行し、平成 26 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規程第 34 号）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日において住居手当の支給を受けている者については、当該住居手当の認定期間が満了するまでの間は、改正前の規程により家賃の額を算定する。

附 則（平成 27 年 4 月 22 日規程第 40 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 22 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 10 月 28 日規程第 44 号）

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 25 日規程第 48 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行し、改正後の別表 1（シドニー事務所及びトロント事務所を除く）は平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 5 月 16 日規程第 20 号）

この規程は、平成 28 年 5 月 16 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 8 月 25 日規程第 24 号）

この規程は、平成 28 年 8 月 25 日から施行し、平成 28 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 10 月 28 日規程第 25 号）

この規程は、平成 28 年 10 月 31 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 25 日規程第 29 号）

この規程は、平成 28 年 11 月 25 日から施行し、平成 28 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 11 月 29 日規程第 415 号）

この規程は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 中、モスクワについては平成 28 年 12 月 1 日、マドリードについては平成 28 年 12 月 16 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 27 日規程第 2 号）

この規程は、平成 29 年 1 月 27 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 中、ハノイについては、平成 29 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日規程第 7 号）

この規程は、平成29年3月20日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2中、マニラについては、平成29年3月22日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 18 日規程第 18 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 18 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 8 月 9 日規程第 23 号）

この規程は、平成 29 年 8 月 9 日から施行し、平成 29 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 11 月 27 日規程第 32 号）

この規程は、平成 29 年 11 月 27 日から施行し、平成 29 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 4 月 9 日規程第 11 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 9 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 8 月 22 日規程第 48 号）

この規程は、平成 30 年 8 月 22 日から施行し、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 11 月 22 日規程第 54 号）

この規程は、平成 30 年 11 月 22 日から施行し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規程第 7 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 16 日規程第 13 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 16 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 8 月 21 日規程第 20 号）

この規程は、令和元年 8 月 26 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 12 日規程第 24 号）

この規程は、令和元年 11 月 12 日から施行し、令和元年 11 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 4 月 22 日規程第 12 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 22 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 10 月 1 日規程第 20 号）

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 7 日規程第 21 号）

この規程は、令和 2 年 12 月 7 日から施行し、令和 2 年 12 月 4 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規程第 1 号）

- 1 この規程は、令和 3 年 3 月 31 日から施行し、令和 2 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第 1 から別表第 1 の 3 の在勤基本手当の額が、令和 2 年規程第 12 号、令和 2 年規程第 20 号及び令和 2 年規程第 21 号における各別表第 1 において対応する額を下回る場合、改正前のそれぞれの規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（令和 3 年 5 月 11 日規程第 7 号）

- 1 この規程は、令和 3 年 5 月 11 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の令和 3 年規程第 1 号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当及び住居手当の内払とみなす。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当及び住居手当の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（令和4年2月8日規程第2号）

- 1 この規程は、令和4年2月8日から施行し、令和4年1月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の令和3年規程第7号の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則（令和4年6月24日規程第16号）

- 1 この規程は、令和4年6月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の令和4年規程第2号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（令和4年8月9日規程第21号）

この規程は、令和4年8月13日から施行する。

附 則（令和4年9月26日規程第22号）

- 1 この規程は、令和4年9月26日から施行し、令和4年8月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の令和4年規程第2号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（令和4年11月8日規程第33号）

- 1 この規程は、令和4年11月8日から施行し、令和4年8月1日から適用する。ただし、モスクワ事務所は令和4年11月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の令和4年規程第22号の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年2月3日規程第1号）

- 1 この規程は、令和5年2月3日から施行し、令和5年1月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の令和4年規程第33号の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規定による在勤基本手当の内払とみなす。
- 3 別表第1の2に定める所在地に係る在勤基本手当の額は、令和4年4月から7月までの月分については、別表第1の規定にかかわらず、当該所在地につきそれぞれ別表第1の2に定める額とする。
- 4 前項の規定を適用する場合においては、改正前の令和4年規程第16号の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則（令和5年5月24日規程第13号）

- 1 この規程は、令和5年5月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の令和5年規程第1号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。
- 4 広州、成都、マニラ、ハノイ、ドバイにあつては、令和5年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年8月8日規程第16号）

この規程は、令和5年8月8日から施行し、令和5年8月13日から適用する。

附 則（令和5年9月5日規程第17号）

- 1 この規程は、令和5年9月5日から施行し、令和5年8月1日から適用する。ただし、別表第1中、ストックホルムについては、令和5年8月13日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の令和5年規程第16号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（令和5年11月27日規程第20号）

- 1 この規程は、令和5年11月27日から施行し、令和5年11月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の令和5年規程第17号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（令和6年2月5日規程第1号）

- 1 この規程は、令和6年2月5日から施行し、令和6年1月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の令和5年規程第20号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則（令和6年6月27日規程第17号）

- 1 この規程は、令和6年6月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の令和6年規程第1号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。
- 4 北京、上海にあつては、令和6年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年12月2日規程第21号）

この規程は、令和6年12月2日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

附 則（令和7年3月17日規程第7号）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間は、第7条に規定する配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は支給しない。

附 則（令和7年6月6日規程第17号）

- 1 この規程は、令和7年6月6日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の令和7年規程第7号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 広州、成都にあつては、令和7年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第5条関係)

在勤基本手当の月額
(令和7年4月1日)

所在地	1号	2号		3号	4号	5号	6号	7号
		甲	乙					
	円	円	円	円	円	円	円	円
ソウル	612,400	574,100	533,900	510,300	446,500	382,800	331,700	306,200
北京	708,100	665,000	618,500	593,100	521,200	449,400	391,900	363,100
広州	668,900	627,000	583,100	557,400	487,700	418,100	362,300	334,400
上海	738,400	692,300	643,800	615,300	538,400	461,500	400,000	369,200
成都	612,600	575,500	535,200	513,500	451,600	389,700	340,100	315,400
香港	863,500	809,500	752,800	719,600	629,600	539,600	467,700	431,700
台北	863,500	809,500	752,800	719,600	629,600	539,600	467,700	431,700
デリー	645,600	611,500	568,700	554,500	497,500	440,600	395,100	372,300
ジャカルタ	541,900	509,100	473,500	454,600	400,100	345,400	301,800	280,000
シンガポール	743,200	696,800	648,000	619,400	542,000	464,600	402,600	371,600
バンコク	570,400	534,800	497,300	475,400	416,000	356,600	309,000	285,200
マニラ	541,400	508,700	473,100	454,100	399,600	345,200	301,500	279,700
ハノイ	517,300	486,100	452,100	434,100	382,100	330,000	288,500	267,700
クアラルンプール	536,400	502,900	467,700	447,000	391,100	335,300	290,600	268,200
シドニー	591,200	554,200	515,400	492,700	431,100	369,500	320,200	295,600
ニューヨーク	879,800	824,800	767,000	733,100	641,500	549,900	476,600	439,900
ロサンゼルス	834,200	782,100	727,400	695,200	608,300	521,400	451,900	417,100
トロント	639,700	599,700	557,700	533,100	466,500	399,800	346,500	319,900
メキシコ	759,900	713,500	663,600	636,200	558,900	481,700	419,900	388,900
ローマ	624,300	585,400	544,400	520,300	455,200	390,200	338,200	312,200
ロンドン	749,700	702,900	653,700	624,800	546,700	468,600	406,100	374,900
ストックホルム	630,200	590,800	549,400	525,200	459,500	393,800	341,400	315,100
マドリード	606,300	568,400	528,600	505,300	442,100	379,000	328,400	303,100
フランクフルト	642,700	602,600	560,400	535,600	468,600	401,700	348,100	321,400
パリ	646,000	605,700	563,300	538,400	471,100	403,800	349,900	323,000
モスクワ	622,600	586,500	545,500	526,300	466,200	406,000	357,800	333,800
ドバイ	769,900	721,700	671,200	641,500	561,300	481,100	417,000	384,900

別表第2（第10条関係）

住居手当の月額の限度額
（令和7年4月1日）

所在地	単 位	控除率	1号	2号		3号	4号	5号
				甲	乙			
ソウル	ウォン	14.3%	3,830,487	3,388,508	3,151,313	2,946,529	2,651,876	2,357,223
北京	アメリカ合衆国ドル	8.3%	4,852	4,292	3,992	3,732	3,359	2,986
広州	アメリカ合衆国ドル	10.2%	3,951	3,496	3,251	3,039	2,735	2,432
上海	アメリカ合衆国ドル	8.7%	4,642	4,107	3,819	3,571	3,214	3,214
成都	アメリカ合衆国ドル	12.3%	3,256	2,880	2,678	2,505	2,255	2,003
香港	香港ドル	5.6%	56,760	50,211	46,696	43,662	39,296	34,929
台北	アメリカ合衆国ドル	15.0%	2,679	2,372	2,205	2,061	1,854	1,547
デリー	インド・ルピー	16.9%	197,577	174,779	162,545	151,982	136,784	121,586
ジャカルタ	アメリカ合衆国ドル	10.8%	3,723	3,293	3,063	2,864	2,578	2,578
シンガポール	シンガポール・ドル	6.6%	8,066	7,135	6,636	6,205	5,585	5,585
バンコク	タイ・バーツ	13.1%	108,580	96,051	89,327	83,523	75,171	66,818
マニラ	アメリカ合衆国ドル	14.2%	2,831	2,505	2,329	2,178	1,960	1,742
ハノイ	アメリカ合衆国ドル	9.6%	4,201	3,717	3,457	3,232	2,909	2,586
クアラルンプール	マレーシア・リングギ	28.1%	6,494	5,746	5,343	4,996	4,496	3,997
シドニー	オーストラリア・ドル	10.7%	5,636	4,986	4,637	4,335	3,902	3,469
ニューヨーク	アメリカ合衆国ドル	7.1%	5,652	5,000	4,650	4,348	4,285	3,809
ロサンゼルス	アメリカ合衆国ドル	8.9%	4,505	3,985	3,706	3,465	3,119	2,772
トロント	カナダ・ドル	15.7%	3,495	3,092	2,875	2,688	2,419	2,151
メキシコ	アメリカ合衆国ドル	13.7%	2,943	2,603	2,421	2,264	2,038	1,811
ローマ	ユーロ	17.7%	2,090	1,849	1,719	1,607	1,446	1,286
ロンドン	スターリング・ポンド	9.5%	3,308	2,926	2,721	2,544	2,290	2,036
ストックホルム	スウェーデン・クローネ	19.6%	21,953	19,419	18,060	16,887	15,198	13,509
マドリード	ユーロ	16.7%	2,218	1,961	1,824	1,706	1,535	1,364
フランクフルト	ユーロ	16.1%	2,290	2,026	1,884	1,761	1,585	1,409
パリ	ユーロ	12.4%	2,992	2,647	2,462	2,301	2,071	1,841
モスクワ	アメリカ合衆国ドル	6.2%	6,448	5,704	5,305	4,960	4,464	3,968
ドバイ	アラブ首長国連邦ディルハム	9.4%	15,570	13,774	12,809	11,977	10,779	9,581